安心のネットワーク
NOSAI

令和８年産　半相殺減収総合短縮方式

果樹共済（ぶどう）

多様化する災害に備えて

埼玉県農業共済組合

備えの種をまこう。

異常気象による災害の多様化、台風の大型化・

加入条件

類ごとに５アール以上栽培している農家の方が対象で、全ての園地を加入することが条件です。

※　一部園地のみの加入はできません。

類	群	品　　種	kg当たり価額
1類	1群	デラウェア、ヒムロッド	1,123円
2類	2群	アーリースチューベン、キャンベルアーリー	733円
3類	3群	シャインマスカット、ちちぶ山ルビー	2,327円
	4群	巨峰、ピオーネ、紅伊豆、紅瑞宝、安芸クイーン、藤稔、クイーンニーナ	1,299円
	5群	マスカットベリーA、高尾、ネオマスカット、ナイアガラ、スチューベン、タノレッド、高墨、高妻、翠峰、多摩ゆたか、シナノスマイル、甲斐路、ロザリオビアンコ、オリエンタルスター、ベニバラオー	1,314円

補償の仕組み

半相殺減収総合短縮方式では、加入者ごとに被害園地の減収量の合計が加入者の基準収穫量の３割（４割、５割）を超える場合に共済金を支払う方式です。

支払開始割合（補償割合）　※加入者が選択できます		
３割（７割補償）	４割（６割補償）	５割（５割補償）

共済責任期間

発芽期から収穫期まで　　＊発芽前や収穫後に発生した損害は補償されません。

補償対象（共済事故の種類）

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病虫害及び鳥獣害による減収に対して共済金を支払います。

共済金額（補償額）

補償額は、標準収穫量（平年収量）にｋｇ当たり価額、補償割合を乗じて算出します
※標準収穫量は、品種、樹齢、園地条件及び過去の被害状況等により設定されます。

◇　試算例　巨峰10アールあたり補償額（共済金額）

（例1）

補償割合	標準収穫量		ｋｇ当たり価額		補償割合		共済金額（補償額）
７割	８００ｋｇ	×	１,２９９円	×	７０％	＝	７２７,０００円

（千円未満切捨て）

果樹共済がサポートします。

共済掛金

共済掛金は、共済金額（補償額）に危険段階別共済掛金率を乗じて算出します。

掛金の半分を国が負担します。

※　例１の共済金額（補償額）を元に算出。

(例2)

共済金額		掛金率（標準）		掛金総額		農家負担分		農家負担掛金
７２７,０００円	×	１．７９％	＝	１３,０１３円	×	５０％	＝	６,５０７円

- 険段階別共済掛金率は、農家個々の損害率に基づいて毎年計算・決定します。
- このほかに事務費賦課金（10アール当たり２,０００円）が加算されます。
- 掛金等は口座振替にて納入いただきます。

掛金の割引　・・・・防災施設を設置している園地は、掛金が割引かれます。

割引率	防風網	防鳥網	多目的網	雨よけ施設
	5%	5%	10%	30%

雨よけ施設を設置している場合　※試算例（２）の農家負担掛金を元に算出。

(例3)

割引前 農家負担掛金	割引率	割引後 農家負担掛金
6,507 円	30%	4,555 円

※ご注意　防災施設割引を適用した樹園地において、被害要因に対応する防災施設が設置されていない場合は、その事故に係る減収量は支払対象となりません。

共済金の支払い

類区分ごと及び組合員等ごとに、共済事故による損害割合（減収）が３割を超えた場合に支払います。（７割補償の場合）

支払共済金 ＝ **共済金額** × **共済金支払割合**

（支払例）巨峰で30アール（10アール×３園地）加入している場合
※試算例（１）の共済金額（補償額）で算出。
（共済金額７２７,０００円×３園地＝合計共済金額２,１８１,０００円）

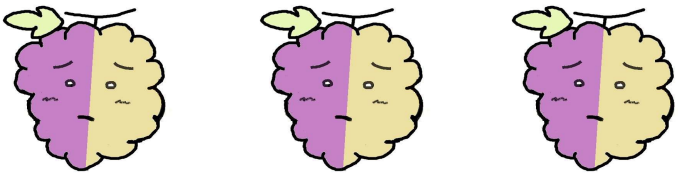

3園地とも共済事故によって減収し、それぞれ損害割合50%となった場合

●損害割合に対する共済金支払割合一覧表

加入方式	損害割合	31%	41%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
半相殺方式(7割補償)	共済金支払割合	1%	16%	29%	43%	57%	71%	86%	100%

共済金額		支払割合		**支払共済金**
２,１８１,０００円	×	２９％	＝	**６３２,４９０円**

ご加入にあたっての重要事項

様式第１号の３　果樹共済

重要事項の説明書

この説明書は、「金融商品の販売に関する法律」の施行に基づき、農業共済事業に御加入いただくにあたり、加入者の皆さんに、農業共済事業の特徴やリスクを御理解いただくために作成したものです。

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと組合と国の２段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、次のような場合には共済金等の全額または一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、御了解のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

（１）通常すべき管理やその他損害防止を怠った場合。
（２）損害防止のために特に必要な処置の指示に従わなかった場合。
（３）共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ、共済目的が他の類区分に該当することになる栽培方法の変更、収穫共済の共済関係について全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合にあっては、果実の出荷計画の変更の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
（４）共済事故の発生及び共済金の支払を受けるべき損害があると認められるときに、遅延なく農業共済組合への通知を怠った場合。
（５）当該申込みの際、共済目的の種類、樹園地の所在地及び面積並びに果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数、事故が発生している場合又はその事故の原因が生じている旨を、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をした場合（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
（６）正当な理由がないのに、組合員負担共済掛金の分納において、第２回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅延した場合。
（７）栽培方法に応ずる区分が定められた果樹について、組合員が引受区分以外の栽培方法に変更した結果、生じた損失の額。
（８）植物防疫法により、移動が禁止されている植物等を持ち込んだことによって生じた損失の額。
（９）農業共済組合の財務状況によっては、お支払いする共済金が削減されることがあります。

農業共済事業は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るべく実施されている事業です。以下、農業共済事業を御紹介いたします。

農作物共済（水稲・陸稲・麦）
家畜共済（牛・馬・豚）
果樹共済（なし・ぶどう）
畑作物共済（大豆・スイートコーン・茶・蚕繭）
園芸施設共済（特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物）

この重要事項の説明書の了承は、加入申込書兼変更届出書の提出をもって御了承いただく旨、よろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

本所　〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340　TEL 048-645-2141　FAX 048-645-2144

中部統括支所　〒350-0011 川越市大字久下戸3523-1　TEL 049-235-8711　FAX 049-235-8713

東松山支所　〒355-0035 東松山市大字古凍28-1　TEL 0493-22-0655　FAX 0493-22-0840

上尾支所　〒362-0005 上尾市大字西門前523-1　TEL 048-779-6911　FAX 048-779-6917

北部統括支所　〒360-0843 熊谷市三ヶ尻322　TEL 048-533-8030　FAX 048-533-8040

秩父支所　〒368-0013 秩父市永田町1-8　TEL 0494-22-0647　FAX 0494-23-0689

東部統括支所　〒361-0012 行田市大字下須戸913　TEL 048-559-1588　FAX 048-559-1578

宮代支所　〒345-0831 南埼玉郡宮代町大字須賀700-1　TEL 0480-32-1015　FAX 0480-32-5432